

## 医療事故？さて、どうする！

J A 広島総合病院・消化器内科 徳毛 宏則

この「勤務医ニュース」が掲載され皆さまの目に触れるのは10月直前ではなかろうか。平成27年10月1日より施行される医療法の改正により、医療事故が発生した医療機関では院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関への報告が義務づけられる。この医療事故調査報告制度は「医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析をすることで再発防止につなげる」ことを目的としている。この制度が一般の医師までの程度周知されているか、はなはだ疑問の多いところである。その具体的な内容については、原稿を書いている9月初めの段階でも確定的ではない。この仕組みの大まかな仕組みは形としてはあるが、実際の臨床における疑問はつきないし、疑問への解答は示されておらず、われ

われはどうしていいものやら分からない。しかし、実際には8月中旬に第三者機関（医療事故調査・支援センター）が指定を受け正式に設立されたし、各種の支援団体が立ち上がってきており、「待ったなし」で、実施に移されることとなる。広島県医師会でも支援団体として準備が進んでいる。

対象となる医療事故とはどのような事例となるのか？「医療に起因し、または起因すると疑われる死亡または死産のうち、過誤の有無を問わずその死亡を予期しなかったもの」で、それを判定するのは医療施設の管理者とされている。

対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は医療事故調査・支援センターへ報告する必要がある。と同時に必要な院内調査を行い、調査結果を遺族へ説明し、医療事故調査・支援センターへ報告することとなる。この院内調査に

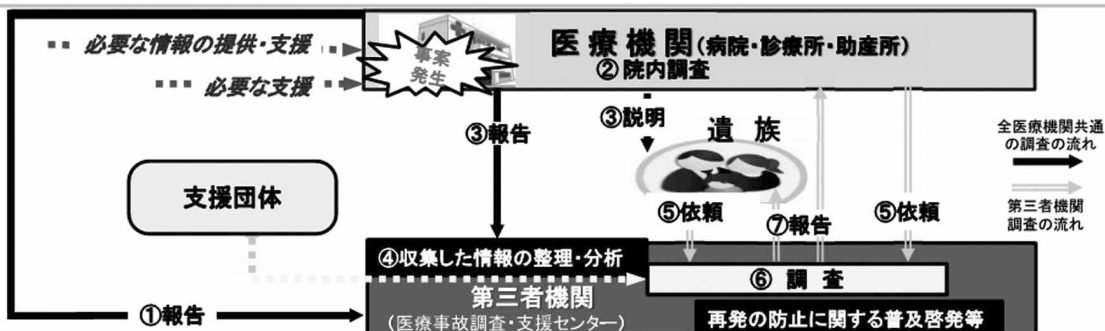
### 医療事故に係る調査の仕組み

- 医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、**医療法に位置づけ**、医療の安全を確保する。
- **対象となる医療事故**は、医療機関に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったものとする。

#### 調査の流れ：

- 対象となる医療事故が発生した場合、医療機関は、**第三者機関への報告(①)**、必要な**調査の実施(②)**、調査結果について**遺族への説明及び第三者機関(※)への報告(③)**を行う。
- 第三者機関は、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析(④)を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。
- 医療機関又は遺族から**調査の依頼(⑤)**があったものについて、**第三者機関が調査(⑥)**を行い、その結果を**医療機関及び遺族への報告(⑦)**を行う。

※(1)医療機関への支援、(2)院内調査結果の整理・分析、(3)遺族又は医療機関からの求めに応じて行う調査の実施、(4)再発の防止に関する普及啓発、(5)医療事故に係る調査に携わる者への研修等を適切かつ確実に**新たな民間組織を指定する**。



(注1)支援団体については、実務上厚生労働省に登録し、院内調査の支援を行うとともに、委託を受けて第三者機関の業務の一部を行う。

(注2)第三者機関への調査の依頼は、院内調査の結果が得られる前に行われる場合もある。

においては支援団体から助言などを受けながら内部調査をしていくこととなる。

一方、医療機関または遺族側から事故の調査の依頼があった場合には、この医療事故調査・支援センターがその医療機関で調査を行い、医療機関および遺族へその結果報告を行うこととなるとされている。

遺族へは、センターへの報告事項の内容を遺族に分かりやすく説明する必要があり、その説明は、口頭（説明内容をカルテに記載）または書面（報告書または説明用の資料）もしくはその双方の適切な方法で行うこととなっている。

また、現場医療者などの関係者については匿名化するよう省令で定められている。

今後、実際の運用はどうなっていくのであろうか？初めてのことなので実際の事例の積み上げの中で制度が成熟していかなくてはならない。それぞれの疑問や問題点を合意を得ながら解決していき、少しでも医療者にとっても患者側にとっても有益となるシステムとなっていったらいいものである。

まっとうな医療をするものにとって、負担がかからない（精神的な面からも）システムとなってほしいものである。

## 医療機関への就職を希望

—安田女子大学・短期大学—

### 秘書科・管理栄養学科

安田女子大学では、広島県医師会と提携して医療機関の事務系統や栄養管理の分野で活躍できる人材を育成しています。

県医師会からは秘書科に講師を派遣していただいております。学生は医療倫理・医療関係法規・健康と疾病・患者論など、医療に関わる内容を日々学んでおります。これらを学習することで、日本医師会医療秘書認定試験の受験資格を得られ、毎年多くの学生が資格を取得しております。社会に出て、即戦力として働けるようカリキュラムが組まれており、おかげ様で、秘書科の卒業生は就職先で高い評価を得ております。

また、管理栄養学科では、管理栄養士を目指す学生が日々学んでおり、実習（臨地実習）におきましては、多くの病院の先生方や管理栄養士の方々にご指導をいただいております。学科の教員には、県医師会会員もおります。卒業生は、患者さんにやさしい管理栄養士として評価を受けております。卒業後、病院での勤務を希望している学生が数多くおりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 申込み・問合せ先

安田女子大学・安田女子短期大学 キャリアセンター

TEL：082-878-8564(直通) FAX：082-878-7731

広島県医師会 学術課

TEL：082-232-7211 FAX：082-293-3363